

規制に係る事前評価書(記載の考え方)

法令の名称	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	特定外来生物が交雑することにより生じた生物の規制
担当部局・評価者	環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長 関根 達郎 電話番号:03-5521-8344 E-mail:tatsuro_sekine@env.go.jp
評価実施時期	平成25年3月
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	特定外来生物が交雑することにより生じた生物(以下「交雑個体」という。)による生態系等に係る被害を防止する。
内容	交雑個体についても、特定外来生物と同様に、飼養、輸入、譲渡し等を規制する。
関連条項	第二条
必要性	交雑個体については、特定外来生物としての形質を一定程度有し、生態系等に係る被害を及ぼすおそれが懸念されることから、特定外来生物として指定できることとして、生態系等に係る被害を防止する必要がある。
費用	
遵守費用	申請書類の作成費用が発生するほか、既に飼養等を実施している者については、基準に適合した施設の導入や逸出しないような維持管理等に係る費用が必要である。
行政費用	申請の受理、審査に係る費用が発生する。
その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	交雑個体について、我が国への野外への逸出を防止することにより、生態系等に係る被害を防止することができる。

想定される代替案		
代替案①	行政指導及び普及啓発等により、生態系等に係る被害のおそれがある特定外来生物が交雑することにより生じた個体についても、輸入、飼養、野外へ放出等をしないよう促す。	
	費用	
	遵守費用	野外への逸出を防止するような構造にする場合は、それに要する費用が発生する。
	行政費用	行政指導、普及啓発などに要する費用が発生する。
	その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
	便益	代替案では、交雑個体に関する輸入、飼養、放出等の遵守が任意であり、行政指導の範囲であることから、交雑個体がもたらす生態系等に係る被害を確実に防止することができない。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	
<p>費用:事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。 行政費用については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。</p> <p>便益:現状又は代替案に比べ、交雑個体の輸入、飼養、放出等を規制することにより、交雑個体による生態系等に係る被害を防止することができる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、交雑個体を規制することにより、我が国の生態系に係る被害、人の生命及び身体に係る被害、農林水産業に係る被害を防止できると考えられる。よって、当該規制は有効である。</p>	

有識者の見解その他の関連事項	
平成24年12月の中央環境審議会野生生物部会において「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」(意見具申)がとりまとめられ、その中で「特定外来生物との交雑個体・集団(個体群)については、適切な飼養と防除が実施されるよう、法的な位置付けを整理するとともに、実効的な規制の仕組みや監視体制を検討する必要がある。」とされている。	

レビューを行う時期又は条件	
附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。	

備考	

規制に係る事前評価書（要旨）

【特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案】

規制の内容	特定外来生物が交雑することにより生じた生物の規制		
担当部局	環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 電話番号：03-5521-8344 E-mail：tatsuro_sekine@env.go.jp		
評価実施時期	平成25年3月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 特定外来生物が交雑することにより生じた生物（以下「交雑個体」という。）による生態系等に係る被害を防止する。</p> <p>【内容】 交雑個体についても、特定外来生物と同様に、飼養、輸入、譲渡し等を規制する。</p> <p>【効果】 交雑個体については、特定外来生物としての形質を一定程度有し、生態系等に係る被害を及ぼすおそれが懸念されることから、特定外来生物として指定することにより、生態系等に係る被害を防止することができる。</p>		
	関連条項	第二条	
想定される代替案	代替案①		
	<p>行政指導及び普及啓発等により、特定外来生物が交雑することにより生じた個体についても、生態系等に係る被害のおそれがあるものについて輸入、飼養、野外へ放出等をしないよう促す。</p>		
	代替案②		
	*代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	申請書類の作成費用が発生するほか、既に飼養等を実施している者については、基準に適合した施設の導入や逸出しないような維持管理等に係る費用が必要である。	野外への逸出を防止するような構造にする場合は、それに要する費用が発生する。	
(行政費用)	申請の受理、審査に係る費用が発生する。	行政指導、普及啓発などに要する費用が発生する。	
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。	

規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	<p>交雑個体について、我が国の野外の逸出を防止することにより、生態系等に係る被害を防止することができる。</p>	<p>代替案では、交雑個体に関する輸入、飼養、放出等の遵守が任意であり、行政指導の範囲であることから、交雑個体がもたらす生態系等に係る被害を確実に防止することができない。</p>	
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>費用：事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。 行政費用については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。 便益：現状又は代替案に比べ、交雑個体の輸入、飼養、放出等を規制することにより、交雑個体による生態系等に係る被害を防止することができる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、交雑個体を規制することにより、我が国の生態系に係る被害、人の生命及び身体に係る被害、農林水産業に係る被害を防止することができると考えられる。よって、当該規制は有効である。</p>		
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>平成24年12月の中央環境審議会野生生物部会において「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」（意見具申）がとりまとめられ、その中で「特定外来生物との交雑個体・集団（個体群）については、適切な飼養と防除が実施されるよう、法的な位置付けを整理するとともに、実効的な規制の仕組みや監視体制を検討する必要がある。」とされている。</p>		
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>		
<p>備 考</p>			

規制に係る事前評価書(記載の考え方)

法令の名称	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	輸入品等の検査、廃棄・消毒命令等の創設
担当部局・評価者	環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長 関根 達郎 電話番号:03-5521-8344 E-mail:tatsuro_sekine@env.go.jp
評価実施時期	平成25年3月
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	輸入通関時において、特定外来生物の付着又は混入が発見された輸入品等から確実に特定外来生物を取り除き、当該特定外来生物の国内への侵入を防止する。
内容	輸入通関時において、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがあると認める場合に、当該輸入品等の立入検査を行うことができるほか、当該輸入品等の消毒又は廃棄等の措置を命じることができる規定を設ける。
関連条項	第二十四条の二、第二十四条の三、第二十四条の四
必要性	外来生物法第7条において、同法第5条第1項に基づく飼養等許可を得た者がその許可に係る特定外来生物を輸入する場合を除き、特定外来生物の輸入を禁止している。しかし、輸入品又はその容器包装等(以下「輸入品等」という)に特定外来生物が非意図的に混入又は付着していることが、植物防疫所等での輸入通関時の検査で明らかになる場合がある。こうした場合に特定外来生物を取り除くことが必要であるが、どのような方法で特定外来生物を取り除くかは荷主の選択に委ねられており、特定外来生物を確実に取り除く措置が行われることが担保できていない。このような場合には、当該輸入品等の立入検査を行うことのほか、別途定めた消毒の基準に基づく特定外来生物の消毒又は当該輸入品等の廃棄等の措置を命令できるようにすることが必要である。
費用	
遵守費用	消毒又は廃棄を行うこと等の命令を受けた場合は、その遵守に要する費用が発生する。
行政費用	特定外来生物が輸入品等に混入し、又は付着していないか立入検査をするための等の費用と命令を課すための費用が発生する。
その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	輸入通関時において、輸入品等に特定外来生物が非意図的に混入又は付着しているおそれがある場合に、輸入品等の立入検査を実施すること、また消毒や廃棄等の措置を命じることができる規定を設け、付着又は混入した特定外来生物を確実に取り除き、我が国への特定外来生物の導入を未然に阻止することができる。

想定される代替案		
代替案①	輸入通関時において特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入している場合は、行政指導などを行うことにより、消毒又は廃棄の実施を促す。	
	費用	
	遵守費用	消毒又は廃棄をする場合は、それに要する費用が発生する。
	行政費用	行政指導などに要する費用が発生する。
	その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
	便益	代替案では、行政指導を行ったとしても、どのような方法で特定外来生物を取り除くかは荷主の判断に委ねられており、特定外来生物を確実に取り除く措置が行われることが担保できないことから、国内への特定外来生物の侵入を確実に防止することができない。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
<p>費用:事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。 行政費用については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。</p> <p>便益:現状又は代替案に比べ、付着又は混入した特定外来生物を確実に取り除き、我が国への特定外来生物の導入を未然に阻止することができる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、特定外来生物が付着又は混入した輸入品等について廃棄又は消毒を命令することにより、付着又は混入した特定外来生物を確実に取り除くことができることから、我が国の生態系に係る被害、人の生命及び身体に係る被害、農林水産業に係る被害を防止することができると考えられる。よって、当該規制は有効である。</p>

有識者の見解その他の関連事項
<p>平成24年12月の中央環境審議会野生生物部会において「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」(意見具申)がとりまとめられ、その中で「輸入品又は容器梱包に混入・付着して我が国に非意図的に導入される特定外来生物が輸入時に確認された場合に、輸入品の廃棄や消毒等の具体的方法も含めて法的に徹底できる措置について検討する必要がある。また、混入・付着が確認された特定外来生物の種類に応じてくん蒸処理する際の薬剤の種類や濃度、暴露時間等に関するガイドラインを整備する必要がある。」とされている。</p>

レビューを行う時期又は条件
<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>

備考

規制に係る事前評価書（要旨）

【特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案】

規制の内容	輸入品等の検査、廃棄・消毒命令等の創設		
担当部局	環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 電話番号：03-5521-8344 E-mail：tatsuro_sekine@env.go.jp		
評価実施時期	平成25年3月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 輸入通関時において、特定外来生物の付着又は混入が発見された輸入品等から確実に特定外来生物を取り除き、当該特定外来生物の国内への侵入を防止する。</p> <p>【内容】 輸入通関時において、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがあると認める場合において、当該輸入品等の立入検査を行うことができるほか、当該輸入品等に対し、消毒又は廃棄等の措置を命じることができる規定を設ける。</p> <p>【効果】 特定外来生物の付着又は混入が発見された輸入品等から確実に特定外来生物を取り除き、当該特定外来生物の国内への侵入を防止することができる。</p>		
	関連条項	第二十四条の二、第二十四条の三、第二十四条の四	
想定される代替案	代替案①		
	輸入通関時において特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入している場合は、行政指導などを行うことにより、消毒又は廃棄の実施を促す。		
	代替案②		
	*代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	消毒又は廃棄を行うこと等の命令を受けた場合は、その遵守に要する費用が発生する。	消毒又は廃棄をする場合は、それに要する費用が発生する。	
(行政費用)	特定外来生物が輸入品等に混入し、又は付着していないか立入検査をするための等の費用と命令を課するための費用が発生する。	行政指導などに要する費用が発生する。	
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。	

規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	<p>輸入通関時において、輸入品等に特定外来生物が非意図的に混入又は付着しているおそれがある場合に、輸入品等の立入検査を実施すること、また消毒や廃棄等の措置を命じることができる規定を設け、付着又は混入した特定外来生物を確実に取り除き、我が国への特定外来生物の導入を未然に阻止することができる。</p>	<p>代替案では、行政指導を行ったとしても、どのような方法で特定外来生物を取り除くかは荷主の判断に委ねられており、特定外来生物を確実に取り除く措置が行われることが担保できないことから、国内への特定外来生物の侵入を確実に防止することができない。</p>	
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>費用：事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。 行政費用については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。 便益：現状又は代替案に比べ、特定外来生物が付着又は混入した輸入品等の消毒又は廃棄等を命令できることにより、我が国への特定外来生物の導入を未然に阻止することができる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、特定外来生物が付着又は混入した輸入品等の消毒又は廃棄等を命令できることにより、我が国の生態系に係る被害、人の生命及び身体に係る被害、農林水産業に係る被害をより確実に防止することができると考えられることから、当該規制は有効である。</p>		
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>平成24年12月の中央環境審議会野生生物部会において「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」（意見具申）がとりまとめられ、その中で「輸入品又は容器梱包に混入・付着して我が国に非意図的に導入される特定外来生物が輸入時に確認された場合に、輸入品の廃棄や消毒等の具体的方法も含めて法的に徹底できる措置について検討する必要がある。また、混入・付着が確認された特定外来生物の種類に応じてくん蒸処理の際の薬剤の種類や濃度、暴露時間等に関するガイドラインを整備する必要がある。」とされている。</p>		
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>		
<p>備考</p>			

規制に係る事前評価書(記載の考え方)

法令の名称	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	立入検査・措置命令の対象者の拡充
担当部局・評価者	環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長 関根 達郎 電話番号:03-5521-8344 E-mail:tatsuro_sekine@env.go.jp
評価実施時期	平成25年3月
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	許可を受けずに特定外来生物を飼養等している者、放出等を行う者、認定を受けた防除に係る放出を行う者に対して、特定外来生物の回収等を命ずることにより、生態系等に係る被害を防止する。
内容	主務大臣による措置命令の対象として、飼養等、譲渡し等若しくは放出等の禁止の規定又は放出等の許可の条件に違反した者を追加するとともに、措置命令の内容として、当該特定外来生物の飼養等の中止、放出等をした当該特定外来生物の回収等を追加する。
関連条項	第九条の三、第十条第二項及び第二十条第三項
必要性	許可を受けずに飼養等又は放出等の行為が行われた場合について、これらの行為は違反行為として罰則の対象となるものではあるが、行為が継続すること又は放出等をされた特定外来生物が放置されることによって生態系等に係る被害が発生するおそれが高い。そのため、これらの行為者に特定外来生物の回収などの措置を命令できるようにすることが必要である。
費用	
遵守費用	野外へ放出した個体の回収を行うこと等の命令の場合は、その遵守に要する費用が発生する。
行政費用	基準を遵守状況を確認するための立入検査等の費用と命令を課すための費用が発生する。
その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	許可を受けずに飼養等又は放出等の行為が行われた場合について、当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命じることから、生態系等に係る被害を防止することができる。

想定される代替案							
代替案①	野外に放出した個体の回収を行うこと等の行政指導などを行うことにより、生態系等に係る被害の防止を図る。						
	費用						
	<table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td>野外へ放出した個体を回収する場合は、それに要する費用が発生する。</td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td>行政指導などに要する費用が発生する。</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td>新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</td> </tr> </table>	遵守費用	野外へ放出した個体を回収する場合は、それに要する費用が発生する。	行政費用	行政指導などに要する費用が発生する。	その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
	遵守費用	野外へ放出した個体を回収する場合は、それに要する費用が発生する。					
行政費用	行政指導などに要する費用が発生する。						
その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。						
便益	代替案では、放出等された個体の回収等が任意であり、命令に替わる措置も行政指導の範囲であることから、生態系等に係る被害を確実に防止することができない。						

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
<p>費用:事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。 行政費用については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。</p> <p>便益:現状又は代替案に比べ、放出した特定外来生物の回収等を命令できることにより、生態系等に係る被害を確実に防止することができる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、放出した特定外来生物の回収等を命令できることにより、我が国の生態系に係る被害、人の生命及び身体に係る被害、農林水産業に係る被害をより確実に防止できると考えられる。よって、当該規制は有効である。</p>

有識者の見解その他の関連事項
<p>平成24年12月の中央環境審議会野生生物部会において「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」(意見具申)がとりまとめられ、その中で「外来生物法の飼養等管理については、最も件数の多いセイヨウオオマルハナバチにおいて不適切な管理が見られる。このため、特に野外での繁殖を防ぐため、女王蜂の逸出の防止を図るとともに、施設の適切な管理を徹底させるため、環境省及び農林水産省が連携して指導監督を強化する必要がある。」とされている。</p>

レビューを行う時期又は条件
<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>

備考

規制に係る事前評価書（要旨）

【特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案】

規制の内容	立入検査・措置命令の対象者の拡充		
担当部局	環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 電話番号：03-5521-8344 E-mail：tatsuro_sekine@env.go.jp		
評価実施時期	平成25年3月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】許可を受けずに特定外来生物を飼養等している者、放出等を行う者、認定を受けた防除に係る放出を行う者に対して、特定外来生物の回収等を命ずることにより、生態系等に係る被害を防止する。</p> <p>【内容】主務大臣による措置命令の対象として、飼養等、譲渡し等若しくは放出等の禁止の規定又は放出等の許可の条件に違反した者を追加するとともに、措置命令の内容として、当該特定外来生物の飼養等の中止、放出等をした当該特定外来生物の回収等を追加する。</p> <p>【効果】許可を受けずに飼養等又は放出等の行為が行われた場合について、これらの行為は違反行為として罰則の対象となるものではあるが、行為が継続すること又は放出等をされた特定外来生物が放置されることによって生態系等に係る被害が発生するおそれが高い。そのため、これらの行為者に特定外来生物の回収などの措置を命令できるようにすることにより、生態系等に係る被害を防止することができる。</p>		
	関連条項	第九条の三、第十条第二項及び第二十条第三項	
想定される代替案	代替案①		
	野外に放出した個体の回収を行うこと等、行政指導等を行うことにより、生態系等に係る被害の防止を図る。		
	代替案②		
	*代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	野外へ放出した個体の回収を行うこと等の命令を受けた場合は、その遵守に要する費用が発生する。	野外へ放出した個体を回収する場合は、それに要する費用が発生する。	
(行政費用)	基準を遵守状況を確認するための立入検査等の費用と命令を課すための費用が発生する。	行政指導などに要する費用が発生する。	

	(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。	
規制の便益		便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
		許可を受けずに飼養等又は放出等の行為が行われた場合について、当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命じることができることから、生態系等に係る被害を防止することができる。	代替案では、放出等された個体の回収等が任意であり、命令に替わる措置も行政指導の範囲であることから、生態系等に係る被害を確実に防止することができない。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)		<p>費用：事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。 行政費用については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。</p> <p>便益：現状又は代替案に比べ、放出した特定外来生物の回収等を命令できることにより、生態系等に係る被害を確実に防止することができる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、放出した特定外来生物の回収等を命令できることにより、我が国の生態系に係る被害、人の生命及び身体に係る被害、農林水産業に係る被害をより確実に防止することができると考えられる。よって、当該規制は有効である。</p>		
有識者の見解その他の関連事項		平成24年12月の中央環境審議会野生生物部会において「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」（意見具申）がとりまとめられ、その中で「外来生物法の飼養等管理については、最も件数の多いセイヨウオオマルハナバチにおいて不適切な管理が見られる。このため、特に野外での繁殖を防ぐため、女王蜂の逸出の防止を図るとともに、施設の適切な管理を徹底させるため、環境省及び農林水産省が連携して指導監督を強化する必要がある。」とされている。		
レビューを行う時期又は条件		附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。		
備考				